



共同親権 について学ぼう！

令和8年4月の法改正により、離婚後の子どもの親権は父母の協議により単独親権か共同親権かを選択できるようになりました。これらの親権の違いが当事者にどのような影響を与えるのか、また女性の人権から見てどうなるのか等、様々な疑問や不安の声があがっています。当講座では、自分自身で選択できるための知識や支援者が知っておきたい事柄をわかりやすく解説します。

令和8(2026)年

11月9日 月 10:00～12:00

ところ：茨木市立男女共生センターローズWAM
5階501・502

定員：先着30人

対象：どなたでも

一時保育：11月1日(日)17:00までに要予約

(1歳以上の未就学児、有料、定員あり)

講師

弁護士
のりい やよい
乗井 弥生
さん



女性共同法律事務所所属。一般民事、離婚等家事事件を中心に取り組む。複数の大学でジェンダーに関する授業の非常勤講師を務め、家庭裁判所調停委員や地方自治体の各種審議会委員を経験してきた。「法律をより身近なものに、よりわかりやすく」「一人ひとりを大切に」を信条にしている。

申込は10/5（月）9:00から
WEB・電話にて受付



右図を読み取り、申込フォームに
記入のうえ、送信してください



072-620-9920



■主催・お問い合わせ

茨木市立男女共生センターローズWAM

〒567-0882 茨木市元町4番7号 TEL072-620-9920
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/wam>